

結婚後の暮らしを
応援します！

結婚新生活 支援事業 補助金

新婚世帯の新生活に係る費用を補助します

29歳以下

(婚姻時の年齢が夫婦共に)

最大60万円

39歳以下

(婚姻時の年齢が夫婦共に)

最大30万円



詳しくは裏面へ

結婚新生活支援事業補助金

対象費用

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に支払った新居にかかる費用①～③の合計額を支給します！

1 新規の住宅取得費用

新築(建売含む)又は中古住宅の取得にかかった建物費用(土地代除く)

2 住宅のリフォーム費用

倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用及び家電購入に係る費用を除く

3 賃貸住宅の賃料等

賃料(共益費含む、駐車場代を除く)、敷金、礼金(保証金等これに類する費用を含む)及び仲介手数料

4 結婚に伴う引越費用

婚姻に伴い引越する際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者に支払った費用

※交付申請時までに支払いが完了した費用とする

補助金額

29歳以下(婚姻時の年齢が夫婦共に)最大60万円
39歳以下(婚姻時の年齢が夫婦共に)最大30万円

対象者

全ての項目に該当する方

- ・令和5年4月1日から令和6年3月31日までに結婚した世帯
 - ・婚姻日において夫婦双方の年齢が39歳以下であること
 - ・申請日において住民基本台帳に登録されている住所が夫婦共に新居であること
 - ・夫婦の所得の合計額が500万円未満であること
- ※貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、夫婦の所得から前年度返済した額を控除する
- ・過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けたことがないこと

他

申請期間

令和6年3月31日まで

詳しくは
お問合せ
ください

【申請/お問合せ先】

木曾岬町役場 福祉健康課

TEL/0567-68-6104

FAX/0567-66-4841